





# 大野第7区

# 土砂災害ハザードマップ

廿日市市  
令和3年3月作成  
(令和7年4月修正)

まずは地図上で「自宅」を見つけて、どのような危険があるかを確認してください！

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定しています。日頃の防災活動にお役立てください。  
※避難行動は「警戒レベル3」発令時を基本としてください。

**緊急時の連絡先**

大野支所 0829-55-2000 (代表)  
フジタスクエア まるくる大野 (多世代活動交流センター) 0829-20-4545

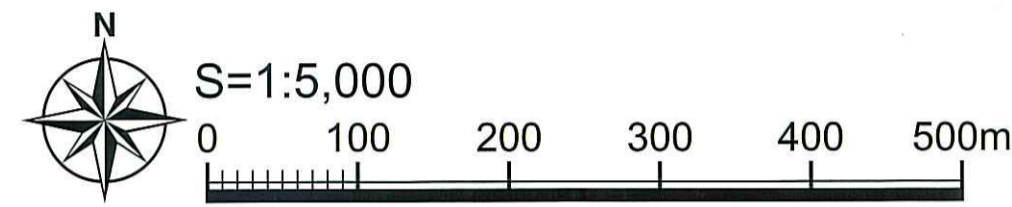
ハザードマップに関するお問い合わせ  
廿日市市 総務部 危機管理課 電話: 0829-30-9102  
大野支所 地域づくり係 電話: 0829-30-2005

**災害用伝言ダイヤル**

伝言を録音する 171  
局番なしで「171」をダイヤルし、伝言を再生する  
「1」を選択  
「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル  
「2」を選択

**市外局番からの電話番号**

録音 30秒  
再生 30秒



## ハザードマップの使い方

**STEP 1 自宅を見つけよう!**

地図上で自宅を見つけ、自宅周辺のリスクを確認します。



**STEP 2 避難先を考えよう!**

避難場所の開設基準を確認し、安全な避難先を考えます。



**STEP 3 避難方法を考えよう!**

避難先までの移動手段、避難経路などを考えます。



## 土砂災害の凡例

**がけ崩れ**

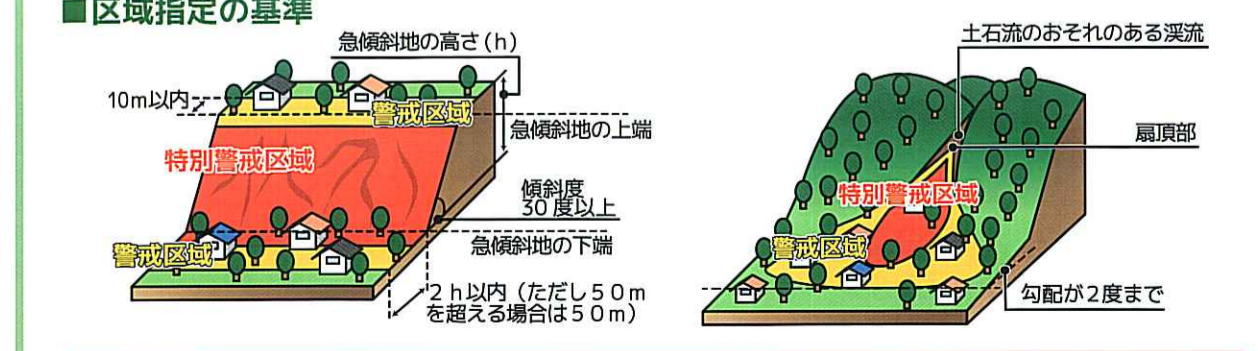
土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域

**土石流**

土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域

**定義**

- 土砂災害特別警戒区域：建物破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
- 土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域



災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

## 指定緊急避難場所の開設と注意事項

※「警戒レベル3」が発令された場合は、自宅周辺の災害危険箇所を確認した上で、指定緊急避難場所への移動や自宅での安全確保など、避難行動を開始してください。

### 「警戒レベル3」の発令時は 市民センターから開設されます

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。  
※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種別ごとに指定しています。各避難所の詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。

※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。

緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず近くの安全な場所に避難してください。

## 地域からの意見による注意箇所

**日頃気になる箇所**

- 水害注意箇所
- 水路・側溝の注意箇所
- 通行注意箇所
- 土砂災害の注意箇所
- アンダーパス

**過去に災害が発生した箇所**

- 土砂災害
- 水害
- 枕崎台風時の影響範囲

## 河川はん濫による浸水想定区域の凡例

毛保川、永慶寺川の浸水想定区域は、30年～50年に1回程度起こると想定される大雨が降った場合に、「堤防を越えて水が溢れる、堤防が決壊する」という予測に基づいた浸水状況をまとめたものです。(平成20年:広島県、平成22年:廿日市市)  
※毛保川は潮汐により海水が遡上するため、満潮時は注意が必要です。

**地図上の凡例**

- 1.0m以上
- 1.0m未満

**浸水深が人に与える影響**

- 歩行がかなり危険となる: 浸水深80cm
- 歩行が困難になる: 浸水深50cm
- 外開きのドアが開かなくなる: 浸水深30cm
- 子どもでは外開きのドアを開けることができない: 浸水深20cm

浸水時は水が濁っているだけでなく、マンホールや側溝などの蓋が浮いている場合があります。なるべく浸水する前に避難を開始してください。

## マーク等の凡例

**避難情報**

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 避難ルート

**その他**

- 防災行政無線
- 大野支所
- 集会所
- 砂防堰堤
- 治山堰堤
- 要配慮者利用施設
- 大野消防署
- 雨量観測所
- 水位観測所
- 治山
- 鉄道
- 災害時相互救援活動協定施設
- 大野交番
- 27m 標高\*
- 地区境界

●指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。  
●指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。  
●福祉避難所とは、高齢者や障がいのある人などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です(健常者だけの避難は原則できません)。  
●砂防堰堤とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。  
●治山堰堤とは、森林の崩壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。  
※標高値は国土院の電子地形図を参照しています。

